

準備書面（69）

東海第二原発の運転は、原告らの人格権を侵害する
～避難可能性の観点から～

第1 はじめに

東海第二原発に事故が発生すれば...

避難は不可避

なのに、その避難の実効性は担保されていない

→原告らが**必然的に被ばくしてしまう可能性が高い**

その上

起こりえるシビアアクシデントは、**福島原発事故を上回るもの**
ともなることが想定される

→東海第二原発の運転は、原告らの**人格権を著しく侵害する！**

第2 「第5層」としての住民避難計画の策定と、その実効性の重要性

- 第1層 異常運転や事故の防止，建設・運転での余裕ある設計と品質
- 第2層 異常運転の制御および故障の検知，管理・制御・保護のシステムや監視機能
- 第3層 設計基準内の事故の制御，工学的安全施設と事故時対応手順の準備
- 第4層 事故の進展防止およびSAによる影響緩和を含む過酷なプラント状態の制御，格納容器の防護を含む補完的手段およびアクシデントマネジメント

第5層 放射性物質の大規模放出による放射線影響の緩和，
サイト外の緊急時対応

→**避難が不可避 = 避難計画の策定，実効性の担保が必須**

第3 国としての原子力災害対策の 仕組み

「災害対策基本法」「原子力災害対策特別措置法」

↓ 義務付け

市町村へ「市町村地域防災計画（原子力災害対策編）」

都道府県へ「都道府県地域防災計画（原子力災害対策編）」

これらを策定するために、

国→「防災基本計画」

原子力規制委員会→「原子力災害対策指針」

内閣府・消防庁→「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」

原子力規制庁→「＜原子力災害対策指針・補足参考資料＞地域防災計画（原子力災害対策編）作成等にあたって考慮すべき事項について」

- ▶ 「第5層」の対応として必要な「地域防災計画」は**30 km圏内**の自治体にしか求められていない
- ▶ 原子力規制委員会・原子力規制庁による直接の規制・チェックは制度化されていない
- ▶ 内閣総理大臣を長とした「原子力防災会議」が設置されているのみ
つまり
- ▶ **事前計画，住民避難対策，事故後の地域全体の生存責任，自治体全体の避難，地域の崩壊事態に対する責任**

ほぼすべて自治体任せ！

- ▶ 一方電力会社には「通報義務」が課されるのみ...

第4 原子力災害での地域防災計画（原子力災害対策）は 広域避難とならざるをえず，自然災害との複合化など で実効性を持たせることは極めて困難であること

「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」

- ① あらかじめ避難先及び避難経路等を定める
- ② PAZ（5 km圏内）の避難を先行させ，UPZ（5～30 km圏）内の住民避難は，OIL（運用上の介入レベル）に基づいてまず屋内退避とした上で，段階的な避難とする
- ③ 同一地区の住民の避難先は同一地区に確保するよう努める
- ④ 要配慮者（高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦，入院患者等）については，より安全かつ迅速に避難を図る
- ⑤ 住民の避難手段は自家用自動車避難を基本とし，要配慮者や車を持たないあるいは使用しない住民の避難手段は，公的機関が手配したバス，福祉車両，自衛隊車両等を充てる
- ⑥ 複合災害における避難等についても想定する

「茨城県広域避難計画」の問題点

- ① 「段階的避難」の非現実性—交通渋滞などの混乱, 避難先・避難ルートなどの事前計画の実施は困難
- ② 屋内退避が安全に可能な施設状況はないこと
- ③ 要配慮者への対策はできていないこと
- ④ 自家用自動車での避難を基本とすることによる渋滞中の被ばく可能性, 避難先での駐車場確保及び燃料確保の困難性
- ⑤ 公的機関が手配するバス等の容量, 危険区域となった後の運転者の安全確保や人員確保の不可能性
- ⑥ 複合災害時の対応は全くできていない

▶ 他にも...

- ・スクリーニングの実施, 安定ヨウ素剤の配布→具体的な計画はない
- ・1人あたりの必要避難所スペースは **2 m²**
ちなみに
「スフィア原則」によれば1人あたり最低 **3.5 m²**
でも, 茨城県として2 m²という基準は見直さない
 - ▶ 30 km圏内には96万人が居住, 3.5 m²では避難先確保は不可能だから?
 - ▶ 2 m²で計算しても, 茨城県内受入れ可能数は40万人, 残りの56万人は周辺の県に受け入れてもらう計画



広域避難計画自体に**実効性もなく**, **人道的配慮もない**

第5 PAZ (5 km) 圏内の東海村の 避難計画の問題点

▶ 東海村は**全域が5 km圏内**

→住民3万8000人すべてが取手市, 守谷市, つくばみらい市 (いずれも約100 km離れている) の避難所に避難する計画

- ・ 渋滞がなくても2時間程度かかる
- ・ 出発地点での集合のもたつき
- ・ 避難所となる体育館には冷房設備はない
- ・ 避難先での受け入れ対応が可能な行政職員の数の確保
- ・ 臨時役所の設置場所, 人員の確保

▶ 段階的避難というが...

UPZ (5 ~ 30 km) 圏内である水戸市, 日立市, ひたちなか市などには**88万人**もの住民がいる。

自発的な避難行動を始めることは必至!

▶ 要配慮者については?

バスやSTS (特別仕様の福祉車両) は絶対数が少なく, すぐに利用できる台数は極めて限られている。

▶ 原発関係事業所の人員の避難は?

誰が残って安全対策に従事し, 誰が脱出するのかについて, 各事業所の全体について調整が取られる気配はない。

第6 U P Z 圏内の水戸市等周辺市町の 避難計画の問題点

88万人という大人数の広域避難！

▶避難所での受け入れ事務，給食・給水，衣料品の提供，避難所環境（段ボールベッドやトイレの整備も含む）の整備

→避難元自治体が行うこととされているが可能なのか？

→受け入れ自治体の職員や，避難所地域住民の協力が不可欠

受け入れ自治体自体が自然災害や放射線影響の拡大による被害を受け，
それどころではない可能性もある...

▶バスや福祉車両もPAZ（5km）圏内の10倍以上必要

▶スクリーニングは具体的にどう行う？

第7 UPZの30km圏外自治体での広域避難受入れと、その地域住民自身の住民避難との問題点について

- ▶ 2018年12月25日、埼玉県内自治体と水戸市とで「相互協力協定」締結
 - 30km圏内の14自治体全部が広域避難受け入れの協定締結には至った
- ▶ 具体的な「避難計画」は？
 - 笠間市、常陸太田市、常陸大宮市の3市しか策定できていない
 - 受け入れ自治体での「避難受け入れ計画」も策定できない

第8 東海第二原発での重大事故発生の際のシミュレーション

▶ 東日本大震災のときの東海第二原発

→緊急停止後、

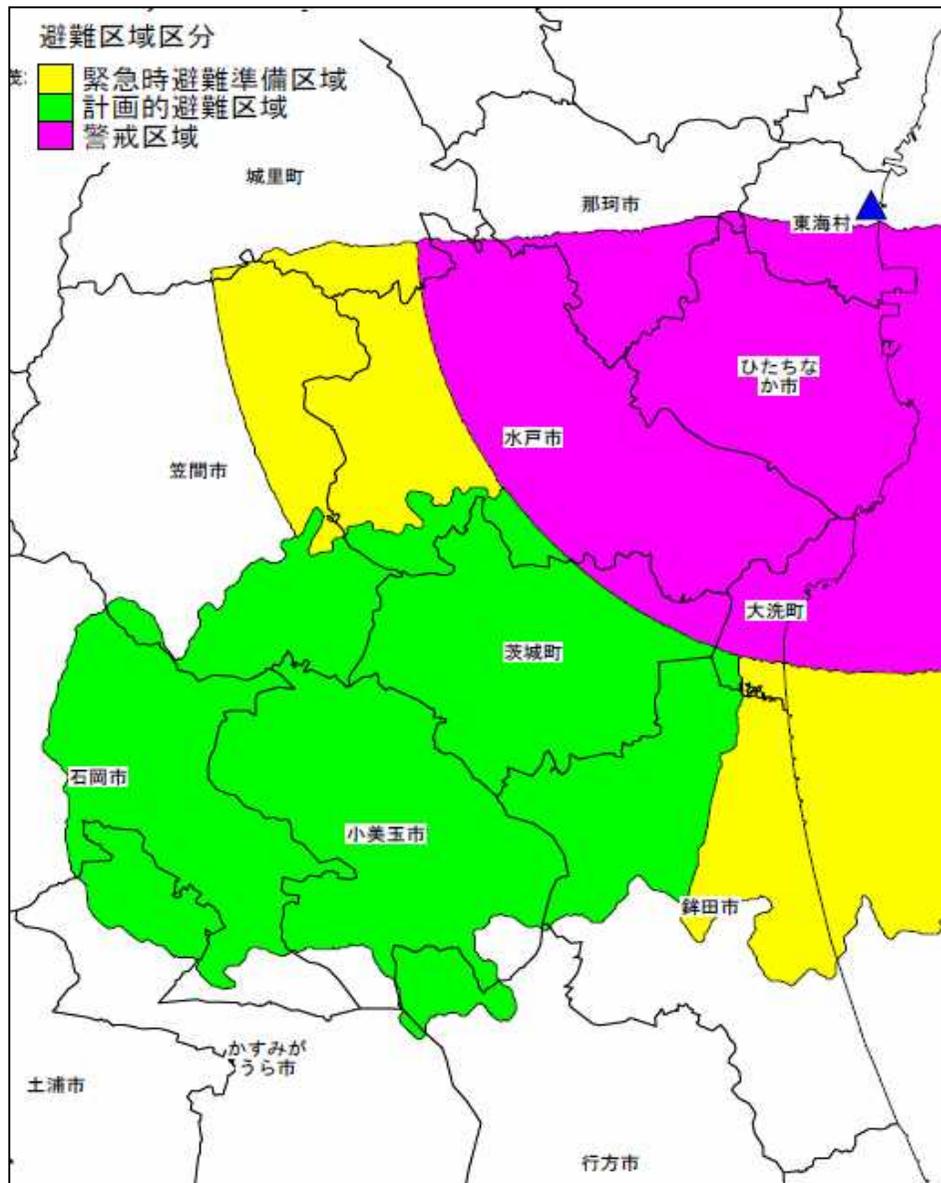
冷温停止（通常1日以内で済むところ3日半かかったが）

ただこれは、**幸運だった**にすぎず、

メルトダウンに至った福島第一原発と同様の展開となっても

不思議はなかった。

▶ 福島の事故において飯館村方向に長く被ばく地域が広がったものを90度転置してみると...



▶ 上岡直見氏（環境経済研究所）のシミュレーション

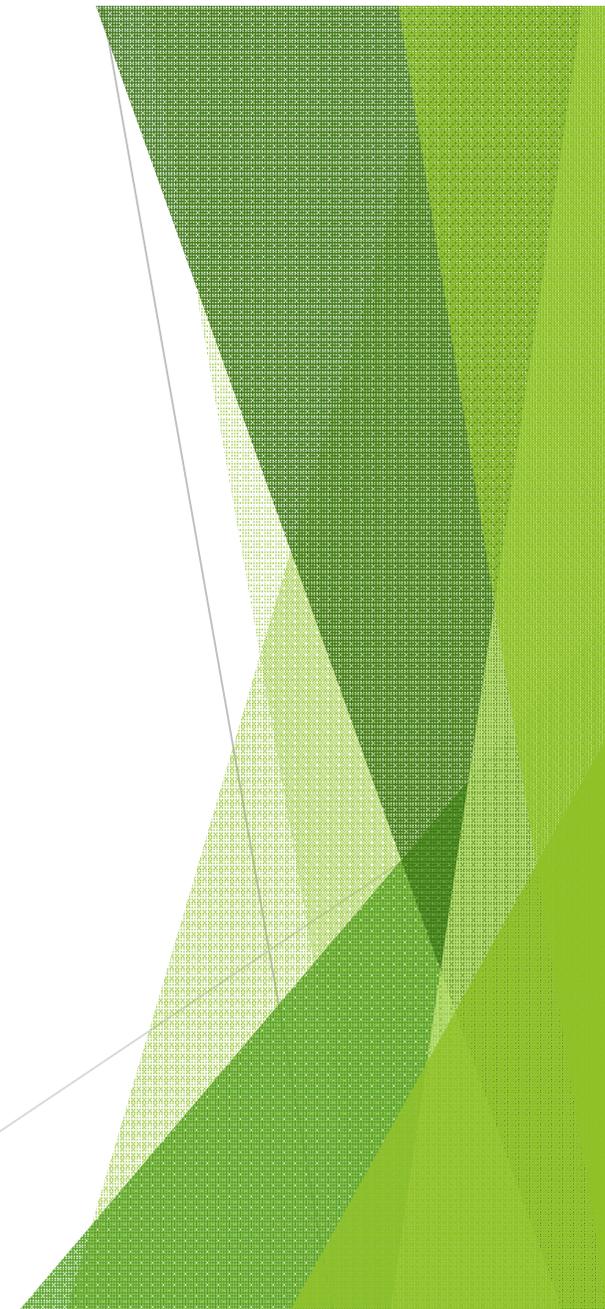
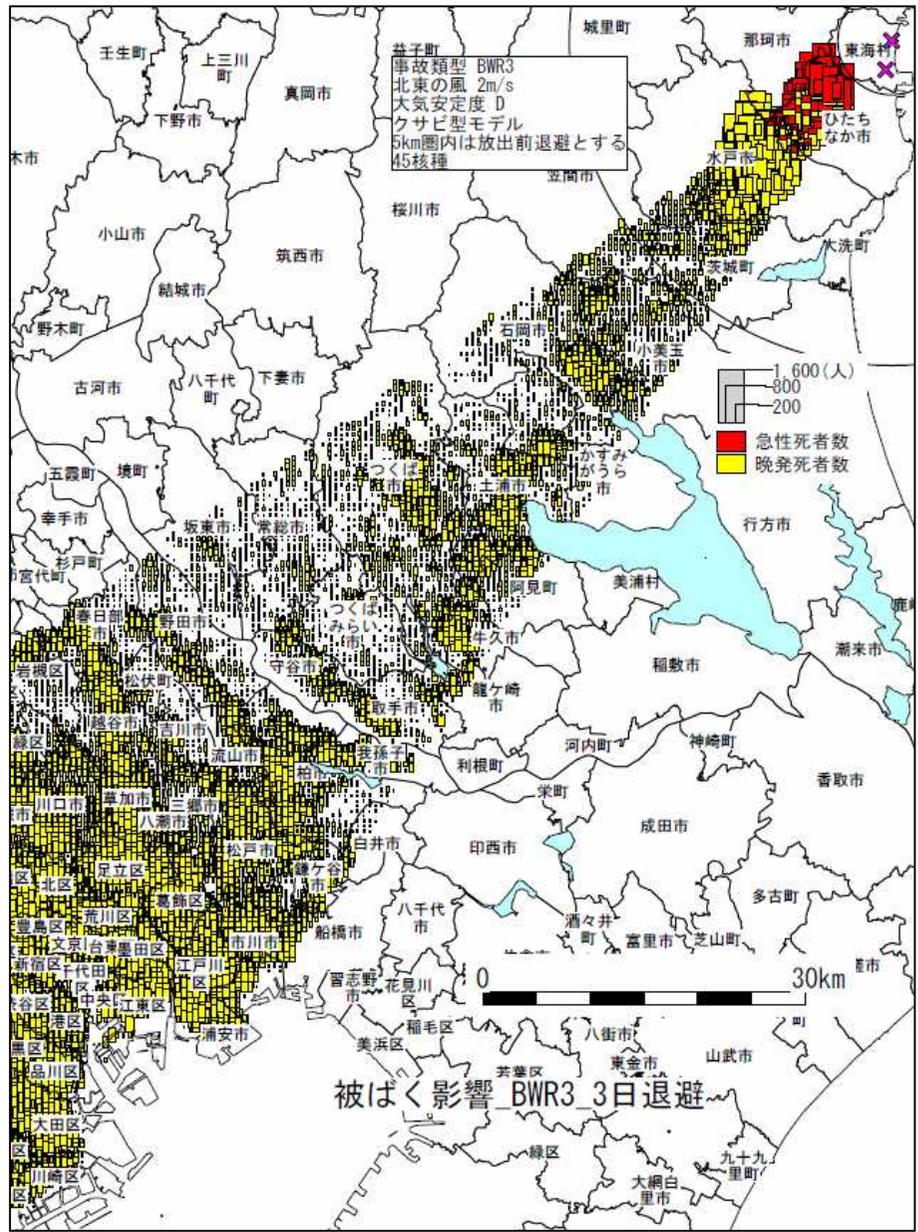
仮に5 km圏内の事前避難が成功したとしても

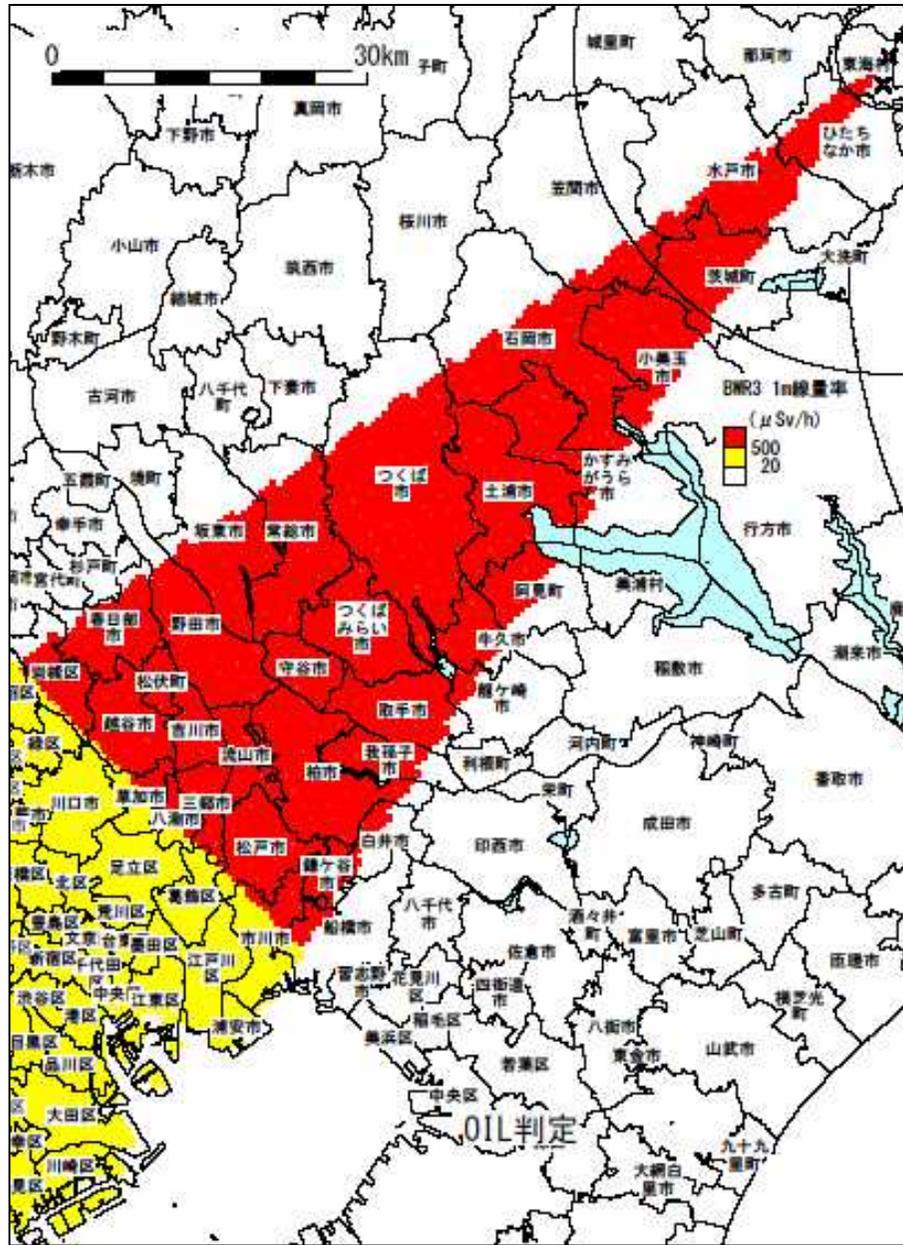
ひたちなか市・水戸市

→急性死者は**約4万2600人**

その他の茨城県内および首都圏

→晩発死者**約71万7000人**





被害に「想定外」はない

- ▶ 福島事故では炉心に蓄積されていた放射性物質の1%ほどの放出にとどまった。しかし事故の進展によっては2倍あるいはそれ以上の放出となることも。

チェルノブイリ原発事故の急性被害，晩発性被害の詳細は
確定的には伝えられていない

ただ明らかなことは

事故から**33年**が経過してもなお，その後に生まれた子供たちを含めて，膨大な住民，中でも子供たちの**健康影響が存在している**という事実。

ウクライナやベラルーシでは，完全に健康な子供自体が少数であるとも...

原爆被害との同一性

▶ 兵器としての原爆

破壊とその後の放射性物質の放出による人体への致死的被害自体を期待するシステム

▶ 原子力の平和利用としての原発

核分裂を持続的に原子炉の中で管理しながら起こさせることで、その熱エネルギーを取り出して発電

→安定した核分裂の管理と、発生する放射性物質を外部に出させないことが極めて重要

↓ そのシステムが上手く機能しなければ...

▶ 核分裂を止められなくなったり、放射性物質の環境への放出を食い止められなくなったりした挙句、**原発事故**となる。

▶ その場合の原子力災害は、原爆すなわち**核兵器による被害と基本的には同じ！**

第9 避難が必要となることによる 社会・産業の損失の見通し，日本全体への 影響について

- ▶ 一定距離外に脱出すれば終わりではない。
 - 避難後の生活は？仕事は？学校は？
 - 帰還には長時間が必要，帰還できない事態も！
- ▶ 産業関連分析による上岡氏の試算
(前提)
 - ・住民の避難あるいは屋内退避により，30 km圏内の民間最終消費支出すなわち商品の購入，サービス財の利用等が停止
 - ・農業・製造業・商業その他の事業者が存在の生産が消滅
 - ・事業者が活動を停止すれば被雇用者の収入あるいは雇用そのものも失われる
 - ・ただし公共サービスは継続するものとする。

- ▶ この前提で試算していくと

30 km圏内の住民が不在となり消費活動が消失する

ことによるGDP（茨城県内の総生産）の損失 → **約9048億円**

同圏内の各種の生産者が活動を停止することによる

GDPの損失 → **約5兆6171億円**

合計すると**茨城県内の年間GDPの約半分の喪失**

さらに、派生的に失われる雇用**67万人**

- ▶ 一方、東海第二原発が稼働する場合を試算すると

GDPへの貢献 **約660億円**

雇用の創出 **3700人**

避難範囲が首都圏全体に及んだ場合の社会的・経済的損失は想像できないほど甚大

→ **我が国の国としての成り立ちにまで関わる被害・影響**

第10 まとめ

「設置変更許可」「工事計画認可」はなされたが、

原子力規制庁の山口道夫安全管理調査官

「絶対に安全を保証するものではない」

原子力規制委員会の前委員長の田中俊一氏

「安全を保証はしない」

では東海第二原発の安全について責任を負う判断や許可をする権限者は誰なのか！？

原発の安全性確保について司法判断を！！